

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長 高嶋君

町長公室長（高嶋 好弘）

おはようございます。

それでは、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、管理職手当受給職員が災害への対処などにより、臨時又は緊急の必要によりやむを得ず勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給に関して、国及び県や他の地方公共団体の職員との権衡をも考慮し、条文を追加するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

3ページから4ページの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表をご覧ください。

第17条の2の次に管理職員特別勤務手当の条文を第17条の3として追加しようとするものです。

第1項には、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給するものです。

第2項には、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給するものです。

第3項は、管理職員特別手当の額を、第1号には、第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とし、第2号には、2項に規定する場合、同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額とするものです。

第4項には、前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定めるものです。

2ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。